

申込みのしおり

# 公営 稲城・府中メモリアルパーク 平成29年度 墓地使用者の募集



申込期間 **平成29年6月1日(木)から6月23日(金)まで**

申込方法 郵送(6月23日までの消印有効。窓口での受付けは、一切できません。)

稲城・府中墓苑組合(公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所)

〒206-0812

問い合わせ先 稲城市矢野口3567番地(稲城市南山東部土地区画整理事業地内)

**☎ 042-379-9731**

ホームページ <http://if-boenkumiai.jp/>

電話受付時間 午前8時30分から午後5時まで  
※申込期間中は、問い合わせが多いため、電話がかかりにくい場合があります。  
あらかじめご了承ください。

## 募集内容

申込区分			使用料 (許可時のみ)	管理料 (年1回)	募集数
しばふぼち 芝生墓地	ア組	遺骨所持	125万円	1万5,120円  ※平成29年度分の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りした額となります。	481区画
	イ組	改葬			60区画
	ウ組	生前			61区画
ふつうぼち 普通墓地	エ組	遺骨所持	130万円	9,720円  ※平成29年度分の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りした額となります。	56区画
	オ組	改葬			8区画
	カ組	生前			7区画
がっそうしきぼち 合葬式墓地	キ組	遺骨所持1体	17万8,200円	—	135椀 (135体)
	ク組	遺骨所持2体	35万6,400円	—	55椀 (110体)
	ケ組	遺骨所持1体 +生前1体	35万6,400円	—	45椀 (90体)
	コ組	生前1体	17万8,200円	—	65椀 (65体)
	サ組	生前2体	35万6,400円	—	36椀 (72体)
じゅりんしきぼち 樹林式墓地	シ組	遺骨所持1体	21万4,000円	—	25椀 (25体)
	ス組	遺骨所持2体	42万8,000円	—	16椀 (32体)
	セ組	遺骨所持1体 +生前1体	42万8,000円	—	13椀 (26体)
	ソ組	生前1体	21万4,000円	—	16椀 (16体)
	タ組	生前2体	42万8,000円	—	11椀 (22体)

※合葬式墓地・樹林式墓地は、毎年の管理料相当分が使用料に含まれています。

※管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。

※芝生墓地・普通墓地の遺骨所持と合葬式墓地・樹林式墓地の遺骨所持とは、遺骨所持という同じ言葉ですが、条件が異なります。詳細については、それぞれの申込資格をご確認ください。

※各墓地の申込区分ごとの募集数に対して申込者数が満たない場合は、その墓地の範囲内で余った区画を他の申込区分へ振り替えます。



# 目次

申込資格の概要	2
用語の解説	2
申込方法	3
申込みの取下げ	3
申込みから使用開始まで	4
平成28年度 墓地使用者応募受付状況(参考)	5
申込みに伴う注意事項	6
よくある質問	7
<b>各墓地の概要</b>	
芝生墓地	8
普通墓地	9
合葬式墓地	10
樹林式墓地	11
苑内案内図	12
<b>各墓地の募集案内</b>	
芝生墓地	14
普通墓地	16
合葬式墓地	18
樹林式墓地	20
公開抽選及び補欠者の取扱いについて	22
申込資格の確認について	23
使用許可について	26
使用上の注意・制限等	27
使用者の責務等	28
公開抽選会会場への交通案内図	29
公営 稲城・府中メモリアルパークへの交通案内図	裏表紙

## 申込資格の概要

申込区分		資格要件	申込者の居住要件	申込者と申込遺骨 (埋蔵予定者)との関係※	改葬骨での 申込みの可否
芝生墓地	ア組	遺骨所持	稲城市又は府中市に 5年以上(平成24 年6月1日以前から) 継続して居住してい ること	●祭祀の主宰者	×
	イ組	改葬		●一定範囲内の親族等	○
	ウ組	生前		—	—
普通墓地	エ組	遺骨所持		●祭祀の主宰者	×
	オ組	改葬		●一定範囲内の親族等	○
	カ組	生前		—	—
合葬式墓地	キ組	遺骨所持1体	稲城市又は府中市に 3年以上(平成26 年6月1日以前から) 継続して居住してい ること	●一定範囲内の親族等	○
	ク組	遺骨所持2体		—	○
	ケ組	遺骨所持1体 +生前1体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	○
	コ組	生前1体		●申込者本人	—
	サ組	生前2体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	—
樹林式墓地	シ組	遺骨所持1体		●一定範囲内の親族等	○
	ス組	遺骨所持2体		—	○
	セ組	遺骨所持1体 +生前1体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	○
	ソ組	生前1体		●申込者本人	—
	タ組	生前2体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	—

※申込者と申込遺骨(埋蔵予定者)との関係は、記載されている両方を満たしている必要があります。

(例1)芝生墓地ア組の場合

申込遺骨が申込者の一定範囲内の親族等の遺骨であり、かつ、申込者がその遺骨の祭祀の主宰者。

(例2)合葬式墓地ケ組の場合

申込遺骨が申込者の一定範囲内の親族等の遺骨であり、かつ、申込者本人が埋蔵予定者。

## 用語の解説

申込者	墓地を使用したいという意思があり、申込みをする方(現在ご存命の方)のことをいいます。
申込遺骨	現在守っている遺骨で、埋蔵するために、墓地の使用を必要とする遺骨のことをいいます。
埋蔵予定者	合葬式墓地・樹林式墓地の「遺骨所持1体+生前1体」枠、「生前1体」枠、「生前2体」枠に申込みをする現在ご存命の方及び将来埋蔵を希望される方のことをいいます。
祭祀の主宰者	この申込みにおいては、葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、死亡届を提出した方等、遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。詳細は24頁をご覧ください。
一定範囲内の親族等	申込者との関係が以下のとおりであることをいいます。 ①配偶者(事実上の婚姻関係を含む) ②血族・姻族3親等以内(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい) ③養父、養母、養子

## 申込方法

- 1 申込区分ごとに申込資格が異なります。各申込区分の申込資格を確認し、申込み組（ア組～タ組）を決めてください。
- 2 別冊の「平成29年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク使用申込書」の冊子にある記入例を見ながら、冊子に綴じ込みされている専用の「使用申込書」と「はがき」（2枚）に必要事項を記入してください（黒のボールペンで記入してください）。
- 3 「はがき」（2枚）の所定の箇所にそれぞれ62円分の切手を貼ってください。このはがきは、申込者に受付番号と抽選結果をお知らせするものです。

※平成29年6月1日より通常はがきの郵便料金が、従来の52円から62円に引き上げとなりましたので、ご注意ください。

- 4 「使用申込書」と「はがき」（2枚）を、別冊の「平成29年度 公営 稲城・府中メモリアルパーク使用申込書」の冊子に挟み込まれている専用の封筒に入れ、必要事項を記入して、所定の箇所に82円分の切手を貼り、郵送してください。平成29年6月23日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

※窓口での受け付けは、一切できません。

※「使用申込書」「はがき」（2枚）「封筒」に記入した内容がそれぞれ異なる場合や記入漏れなどがある場合、「はがき」（2枚）に切手が貼っていない場合や料金不足の場合は、無効になります。

※申込み後は「申込区分」「申込者」「申込遺骨名」の変更・訂正は、一切できません。

### 個人情報の取扱いについて

※申込みの際にいただいた個人情報については、当募集に関わるご案内のみに使用します。また、使用者となられた方については、墓地の管理運営業務のためにも使用します。お預かりした個人情報は、その保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令等により開示を求められた場合を除きます。

## 申込みの取下げ

申込み後に、事情により申込みを取り下げる方や誤って二重申込みをされた方は、申込みの取下げ手続きが必要となります。事情により申込みを取り下げる方は、速やかに手続きを行ってください。また、二重申込みをされた方は、二重申込みによる取下げ受付期間内に、どちらか一方の申込みの取下げ手続きを行わない場合は、全ての申込みが無効となりますのでご注意ください。

事前に、公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に電話をした上で、取下げ受付窓口に必要な書類等を持参してください。

特に、当選後に事情により申込みを取り下げる場合は、繰上げ当選となる方への手続きの遅滞につながりますので、速やかに取下げ手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- 1 二重申込みによる取下げ受付期間（その他の事情による取下げは随時受付）  
平成29年6月26日（月）から7月7日（金）まで
- 2 取下げ受付窓口  
公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所
- 3 必要書類等
  - (1) 取下申請書（申請書は受付窓口にあります。）
  - (2) 申込者の印鑑（認印で可）
- 4 注意事項
  - (1) 申込者本人でなければ、取下げ申請はできません。申込者本人がお越しくください。
  - (2) 電話や手紙等による取下げ申請はできません。

## 申込みから使用開始まで

申込み

平成29年6月1日（木）から6月23日（金）まで

※郵送で6月23日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

※6月4日（日）と6月5日（月）に内覧会を開催します。

内覧会の詳細は、「広報いなぎ」「広報ふちゅう」の6月1日号をご覧ください。

受付番号通知

平成29年7月中旬以降発送予定

有効な申込みをした方に対し、受付番号をはがきで通知します。

公開抽選

平成29年8月4日（金）

抽選を公開で行います。詳細は22頁をご覧ください。

※抽選会への参加は自由です。参加・不参加によって当選・落選への影響はありません。

抽選結果通知

平成29年8月中旬以降発送予定

受付番号を通知した方全員に抽選結果（当選・補欠・落選）をはがきで通知します。

詳細は22頁をご覧ください。

※電話による抽選結果の問い合わせは、お受けいたしません。

書類審査

(使用許可申請書の提出)

平成29年9月から10月中旬

申込資格の確認等のため、書類審査を郵送により行います。

詳細は23頁から25頁までをご覧ください。

※書類審査で、申込資格がない場合及び必要書類が提出又は提示できない場合は、失格となります。

使用料・管理料  
納入

平成29年11月

納入通知書を発送します。詳細は26頁をご覧ください。

※納入期限までに使用料・管理料を納入されない場合は、棄権したものと取り扱います（管理料相当分が使用料に含まれている墓地の形態もあります。）。

使用許可予定日

平成29年12月中旬から下旬

使用料・管理料を納入期限までに納入された方に、使用許可証を交付します（管理料相当分が使用料に含まれている墓地の形態もあります。）。

※抽選結果が補欠となった方については、平成30年2月28日（水）まで繰上げ当選の可能性がありますが、詳しくは22頁をご覧ください。

## 平成28年度 墓地使用者応募受付状況（参考）

申込区分			募集数（枠）	受付数（枠）	倍率
芝生墓地	ア組	遺骨所持	484	73	0.2
			→ 73		→ 1.0
	イ組	改葬	61	76	1.2
			→ 76	→ 1.0	
ウ組	生前	62	590	9.5	
		→ 458		→ 1.3	
普通墓地	エ組	遺骨所持	56	53	0.9
			→ 53		→ 1.0
	オ組	改葬	7	40	5.7
		→ 9	→ 4.4		
カ組	生前	7	164	23.4	
		→ 8		→ 20.5	
合葬式墓地	キ組	遺骨所持1体	79	26	0.3
	ク組	遺骨所持2体	55	7	0.1
			→ 7	→ 1.0	
	ケ組	遺骨所持1体 +生前1体	45	50	1.1
			→ 50	→ 1.0	
コ組	生前1体	52	41	0.8	
樹林式墓地	サ組	生前2体	36	246	6.8
			→ 79		→ 3.1
	シ組	遺骨所持1体	24	10	0.4
			→ 10	→ 1.0	
	ス組	遺骨所持2体	16	1	0.1
		→ 1	→ 1.0		
セ組	遺骨所持1体 +生前1体	13	25	1.9	
		→ 25	→ 1.0		
ソ組	生前1体	16	78	4.9	
		→ 30	→ 2.6		
タ組	生前2体	11	201	18.3	
		→ 14		→ 14.4	

※芝生墓地ア組（遺骨所持）、普通墓地エ組（遺骨所持）、合葬式墓地ク組（遺骨所持2体）、樹林式墓地シ組（遺骨所持1体）・ス組（遺骨所持2体）は、受付数が募集数に満たなかったため、余った枠を他の組に振り替えたものです。

※倍率は受付数÷募集数で算出し、小数点第2位を四捨五入したものです。

## 申込みに伴う注意事項

- 1 全ての申込区分において、分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
  - 2 申込み後は「申込区分」「申込者」「申込遺骨名」の変更・訂正は、一切できません。
  - 3 使用申込書の記載内容が事実と異なることが明らかになった場合は失格となります。
  - 4 専用の使用申込書、はがき、封筒以外による申込みは無効となります。
  - 5 申込みは、資格のある方1人1か所限りです。次の場合は全て二重申込みとなり、無効となります。
    - (1) 同一人が、同一遺骨で複数の申込区分に申し込んだ場合  
(例) 父親の遺骨で芝生墓地及び普通墓地に申し込んだ場合
    - (2) 同一人が、複数の遺骨で同一又は複数の申込区分に申し込んだ場合  
(例) 父親の遺骨で芝生墓地、母親の遺骨で合葬式墓地に申し込んだ場合
    - (3) 複数の方が、同一遺骨で同一又は複数の申込区分に申し込んだ場合  
(例) 兄と弟が、父親の遺骨でそれぞれ申し込んだ場合  
(例) 合葬式墓地の生前2体に、夫婦それぞれが申し込んだ場合
    - (4) 芝生墓地・普通墓地は、1世帯（世帯とは、住民票【住民基本台帳】の世帯をいいます。）につきいずれか1件の申込みに限ります。1世帯で複数の申込みをした場合、全ての申込みが無効となります。  
(例) 夫が父親の遺骨で芝生墓地に申し込み、妻が夫の母親の遺骨で普通墓地に申し込んだ場合
    - (5) その他これらに類する「抽選を有利にするため」と認められる場合
- ※自分で申込みと同時に、業者等別の者を通じて申し込んだ場合も、二重申込みとして無効になります。なお、公営 稲城・府中メモリアルパークでは、募集業務の委託や石材業者、工事店等の指定制度、登録制度は行っておりません。
- ※二重申込みをしないように、兄弟姉妹等、親族間で確認してから申し込んでください。
- 6 一度受理した使用申込書はお返しできません。
  - 7 封筒の中には、使用申込書とはがき（2枚）以外の書類を入れないでください。
- ※平成29年6月1日より通常はがきの郵便料金が、従来の52円から62円に引き上げとなりましたので、ご注意ください。
- 8 氏名に常用漢字以外の漢字等が含まれている場合、類似する文字に置き換えて取扱うことがあります。
  - 9 当選後、親族の了解が得られず辞退される場合がありますので、事前に親族間で十分に話し合いをしたうえで申し込んでください。



## よくある質問

- Q1. 稲城市・府中市に住んでいた者が亡くなったのですが、申し込むことはできますか？
- A. 申込者が稲城市・府中市に居住しているなど申込資格を満たしている場合は、申し込むことができます。
- Q2. 以前、稲城市・府中市に住んでいて、今はそれ以外の市に引っ越してしまったのですが、申し込むことはできますか？
- A. 申込期間開始日（平成29年6月1日）において、芝生墓地・普通墓地は5年以上、合葬式墓地・樹林式墓地は3年以上稲城市又は府中市に継続して居住していることが申込資格になっているので、申し込むことはできません。
- Q3. 2世帯住宅に両親と私の家族で同居しているのですが、芝生墓地・普通墓地にそれぞれ申し込むことはできますか？
- A. 住民票【住民基本台帳】上の世帯が分かれば、それぞれの世帯で1件の申込みが可能です。ただし、同一遺骨で申し込むことはできません。
- Q4. 芝生墓地の希望ブロックを記入しない場合、抽選等で有利・不利に働くことはありますか？
- A. 受付数が募集数を上回った場合は、公開抽選により使用予定者（当選者）を決定しますが、希望ブロックの記入の有無が抽選結果に影響を及ぼすことはありません。ご希望のブロックがあれば、記入しておくことをお勧めします。
- Q5. 存命している両親のために、合葬式墓地・樹林式墓地の「生前2体枠」に申し込むことはできますか？
- A. 合葬式墓地・樹林式墓地の「生前2体枠」の場合、申込者が埋蔵予定者に含まれている必要があるため、申し込むことはできません。
- Q6. 亡くなった父と、存命で稲城市・府中市に住んでいる母のために、合葬式墓地・樹林式墓地の「遺骨所持1体+生前1体枠」への申込みを検討しています。抽選で当選したとしても、母が高齢で手続きを行うのが困難なので、稲城市・府中市に住んでいる私が申し込むことはできますか？
- A. 合葬式墓地・樹林式墓地の「遺骨所持1体+生前1体枠」は、申込者本人が埋蔵予定者となる必要がありますので、申し込むことはできません。
- Q7. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」までの公共交通機関はないとのことですが、バスなどが通るようになるのはいつ頃ですか？
- A. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」がある南山東部土地区画整理事業地内は開発工事が進んでいて、将来的にはバス等が運行することが考えられますが、現時点では具体的な計画はありません。
- Q8. 内覧会以外の日に施設を見学することはできますか？
- A. 合葬式墓地の建物内は、内覧会の期間中である6月4日（日）と5日（月）のみ見学することができます。芝生墓地・普通墓地・樹林式墓地については、開苑時間である午前8時30分から午後5時までの間、毎日見学することができます。ただし、墓地において納骨等が行われている場合は、お静かにお願いします。

# 各墓地の概要



## 1 特色

- (1) 一面芝生の平坦地に、等間隔に墓石とカロート（遺骨を納める場所）を設置しています。
- (2) 使用許可時にお支払いいただく使用料には、墓石とカロートの設置費用が含まれています。
- (3) カロートは、直径21cm（7寸）の骨壺を6体収納できる広さがあります。  
※遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えるなど整理することにより、7体以上埋蔵することができます。
- (4) 墓石の上に、家名・名前等を刻んだ家名等表示板を使用者の負担で設置していただきます（墓石に直接刻字することはできません）。
- (5) 家名等表示板には、規格・表示内容等の制限があります。詳細は27頁をご覧ください。
- (6) 墓石やカロートの改造、囲障や塔婆立ての設置等はできません。

## 2 埋蔵方法

- (1) 親族の遺骨・遺品・遺髪等を埋蔵することができます（ただし、分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません）。
- (2) 遺骨を埋蔵する場合や取り出す場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。

## 3 墓参方法

- (1) 花を手向けることはできますが、芝生墓地内では火災予防の観点から、火気（線香・抹香・ろうそく等）の使用はできません。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) メモリアルパーク内にペットを連れて入場することはできますが、芝生内への立入りはできません。

## 4 希望ブロックの指定及び使用区画の割り振り

- (1) BからMまでの12ブロックに分かれています。使用申込書に、希望ブロックを記入することができます（ブロックの位置は12・13頁をご覧ください）。
- (2) 当選順位の上位の方から順に、希望するブロックに割り振ります。当選した場合でも、当選順位の上位の方により希望するブロックの募集数に達した場合は、それ以外のブロックに割り振ります。ブロックの希望がなかった場合は、稲城・府中墓苑組合がブロックを割り振ります。
- (3) ブロック内の使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。



芝生墓地



墓石（墓石のみ既に設置してあります）  
※写真は家名等表示板、花立ての設置例です

# 各墓地の概要



## 1 特色

- (1) 土地の使用許可を受けた方に、墓石、カロートその他の設備を使用者の負担で設置していただく一般的な従来型の墓地で、墓石等は一切設置されていません。
- (2) 1区画の大きさは1.44㎡ (1.2m×1.2m) です。  
※墳墓等を設置できる広さは縦1.15m×横1.18mです。
- (3) 墓地の景観を重視して、設置できる設備の数・規格・表示内容等の制限があります。詳細は27頁をご覧ください。

## 2 埋蔵方法

- (1) 親族の遺骨・遺品・遺髪等を埋蔵することができます（ただし、分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません）。
- (2) 遺骨を埋蔵する場合や取り出す場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。

## 3 墓参方法

- (1) 花や線香を手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 使用区画内は、十分な管理を行い、他の使用者に危険や迷惑を及ぼさないようにしていただきます。

## 4 使用区画の割振り

使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。



普通墓地



墳墓設置例

# 各墓地の概要



## 1 特色

- (1) 1つの大きな建物型のお墓に多くの遺骨を共同で埋蔵する施設です。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (3) 使用許可日から起算して20年間は、建物内にある納骨壇に、遺骨を骨壺等に納めた状態で埋蔵し、その後は建物内にある合葬室に共同埋蔵（遺骨を骨壺等から出して合わせ葬ること）します。
- (4) 納骨壇には1体用と2体用があり、使用許可を受けた体数分の遺骨のみ埋蔵することができます。
- (5) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はかかりません。
- (6) 建物正面に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。詳細は28頁をご覧ください。

## 2 埋蔵方法

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨の埋蔵は職員が行いますが、希望する場合は立ち会うことができます。
- (3) 遺骨は、骨壺等の長期保存に耐えうる容器に納め、その大きさは、幅及び奥行きが22cm以内、高さ27cm以内とします。
- (4) 納骨壇の使用期間について、使用許可を受けた方もしくは、埋蔵される予定の方で使用許可を受けた方が死亡した後にその地位を承継した方に限り、1回に限り更新を申請して、最長40年間使用することができます。更新する場合は別途使用料がかかります。

## 3 墓参方法

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する時及び内覧会以外は建物内に入ることができませんが、花や線香は、建物正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 献花台で法事等を行う場合は、事前に管理事務所に届出の上、短時間で行ってください。

## 4 使用する納骨壇の位置の割振り

使用する納骨壇の位置の希望及び変更はできません。使用する納骨壇の位置は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。



合葬式墓地



納骨壇（写真は1体用です）

# 各墓地の概要



## 1 特色

- (1) 樹林の下に、多くの遺骨を共同で埋蔵する施設です。
- (2) 直接土に触れるかたちで遺骨を共同埋蔵します。
- (3) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (4) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はかかりません。
- (5) 献花台横に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。詳細は28頁をご覧ください。

## 2 埋蔵方法

- (1) 遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨は、骨壺等から納骨袋に移し替え、その状態で、樹林の下にある共同埋蔵施設に直接に土に触れるかたちで共同埋蔵します。
- (3) 埋蔵は月1回程度、墓参時間外に職員が行いますので、埋蔵に立ち会うことはできません。埋蔵が終わりましたら、後日文書でご連絡します。

## 3 墓参方法

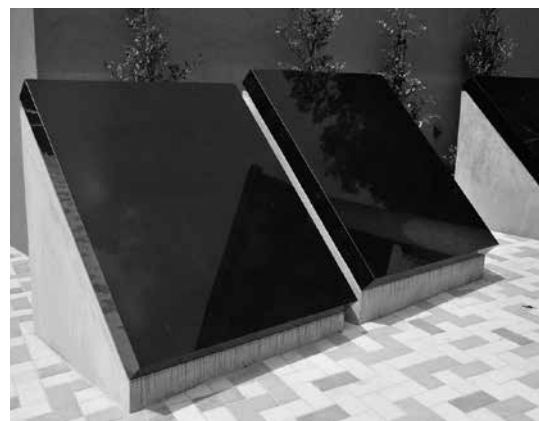
- (1) 花や線香は、墓地正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 献花台で法事等を行う場合は、事前に管理事務所に届出の上、短時間で行ってください。

## 4 使用する共同埋蔵施設の位置

使用する共同埋蔵施設の位置の希望はできません。使用する共同埋蔵施設の位置は、埋蔵手続きが終了した順番に割り振ります。



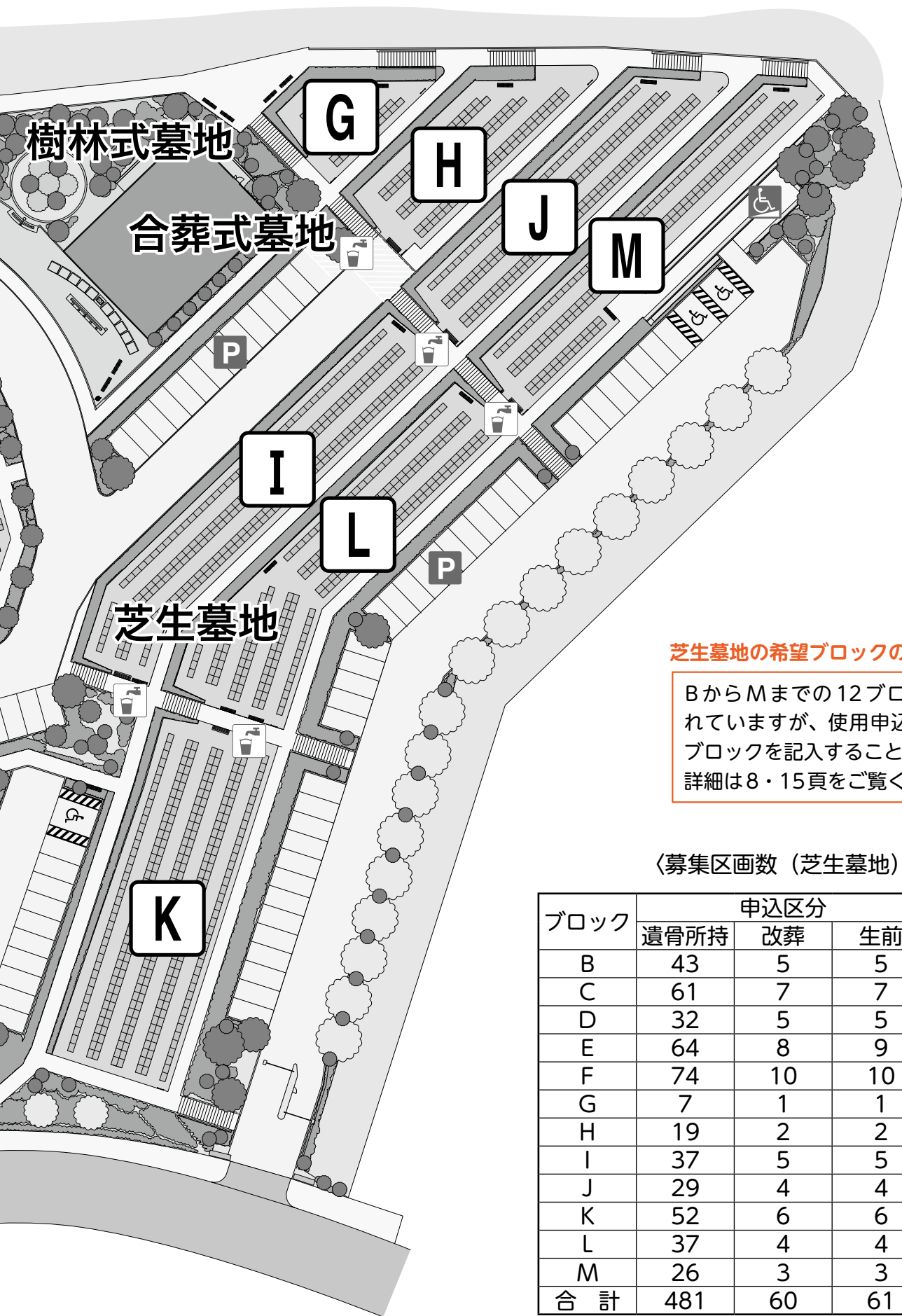
樹林式墓地



墓誌

(ご希望の方は埋蔵者名を刻字することができます)





**芝生墓地の希望ブロックの指定について**

BからMまでの12ブロックに分かれています。使用申込書に、希望ブロックを記入することができます。詳細は8・15頁をご覧ください。

〈募集区画数（芝生墓地）〉

ブロック	申込区分			計
	遺骨所持	改葬	生前	
B	43	5	5	53
C	61	7	7	75
D	32	5	5	42
E	64	8	9	81
F	74	10	10	94
G	7	1	1	9
H	19	2	2	23
I	37	5	5	47
J	29	4	4	37
K	52	6	6	64
L	37	4	4	45
M	26	3	3	32
合計	481	60	61	602

# 各墓地の募集案内



申込区分		募集数	使用料（許可時のみ）	管理料（年1回）
ア組	遺骨所持	481区画	125万円	1万5,120円
イ組	改葬	60区画		
ウ組	生前	61区画		

※申込区分ごとの募集数に対して申込者数が満たない場合は、余った区画を他の申込区分へ振替えます。

※管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。

## 申込資格

### 1 芝生墓地共通申込資格（ア組、イ組、ウ組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に5年以上（平成24年6月1日以前から）継続して居住しており、それを住民票で証明できる方（5年以内に稲城市・府中市間で転居している場合は、23頁をご確認ください。）
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 現に合葬式墓地・樹林式墓地に埋蔵される予定ではない方
- (4) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※芝生墓地・普通墓地は、1世帯（世帯とは、住民票【住民基本台帳】の世帯をいいます。）につきいずれか1件の申込みに限ります。1世帯で複数の申込みをした場合、全ての申込みが無効になります。

### 2 芝生墓地遺骨所持・改葬申込資格（ア組、イ組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て、一定範囲内の親族等（※定義は2頁をご確認ください。）の遺骨をお持ちの方
- (2) 申込遺骨の祭祀の主事者（※定義は2・24頁をご確認ください。）である方

### 3 芝生墓地遺骨所持申込資格（ア組が該当）

次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ① 自宅もしくは寺院等に安置しており、かつ、埋火葬許可証を提示できる方
- ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨を除く。）
- ③ 都立霊園一時収蔵施設に預けた後、自宅に安置しており、かつ都立霊園発行の遺骨引渡証明書を提示できる方（改葬して預けた遺骨を除く。）

※芝生墓地・普通墓地の遺骨所持と合葬式墓地・樹林式墓地の遺骨所持とは、遺骨所持という同じ言葉ですが、条件が異なります。芝生墓地の遺骨所持（ア組が該当）は、改葬骨での申込みはできません。改葬骨での申込みは、改葬（イ組が該当）となります。

### 4 芝生墓地改葬申込資格（イ組が該当）

次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ① 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方
- ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨に限る。）
- ③ 都立霊園一時収蔵施設に預けた後（改葬して預けた遺骨に限る。）、自宅に安置しており、かつ都立霊園発行の遺骨引渡証明書を提示できる方



## 芝生墓地に関する注意事項

- ・分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ・芝生墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地）に申し込むことはできません。
- ・同一世帯で、芝生墓地と普通墓地を同時に申し込むことはできません。
- ・使用許可日までに、**稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。**
- ・全ての組（ア組、イ組、ウ組が該当）において、使用許可日から1年以内に名前等を刻んだ家名等表示板を設置する必要があります。
- ・家名等表示板には、形、材質、寸法（縦20.5cm×横41cm×厚さ3cm）等の制限があり、使用者の負担で設置していただきます。詳細は27頁をご覧ください。
- ・遺骨所持（ア組が該当）及び改葬（イ組が該当）は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ・芝生墓地内では、墓参や納骨時の一時的な使用であっても、火気を用いて線香や抹香を使用することはできません。また、芝生墓地内には、共同の焼香台も設置しておりません。

## 芝生墓地の希望ブロックの指定について

- ・BからMまでの12ブロックに分かれています。使用申込書に、希望ブロックを記入することができます（ブロックの位置は12・13頁をご覧ください。）。
- ・当選順位の上位の方から順に、希望するブロックに割り振ります。当選した場合でも、当選順位の上位の方より希望するブロックの募集数に達した場合は、それ以外のブロックに割り振ります。ブロックの希望がなかった場合は、稲城・府中墓苑組合がブロックを割り振ります。
- ・ブロック内の使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。

## 芝生墓地当選者資格審査書類

- ・当選後、書類審査（平成29年9月以降）の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

### 1 遺骨所持（ア組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25頁をご覧ください。
- (3) 埋火葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証（※1）又は都立霊園発行の遺骨引渡証明書（※2）のコピー（※1、※2は改葬して預けた遺骨を除く。）
- (4) 祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は24頁をご覧ください。）
- (5) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

### 2 改葬（イ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25頁をご覧ください。
- (3) 改葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証（※1）、都立霊園発行の遺骨引渡証明書（※2）（※1、※2は改葬して預けた遺骨に限る。）又は埋蔵・収蔵証明書のコピー
- (4) 祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は24頁をご覧ください。）
- (5) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

### 3 生前（ウ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

# 各墓地の募集案内



申込区分		募集数	使用料（許可時のみ）	管理料（年1回）
工組	遺骨所持	56区画	130万円	9,720円
才組	改葬	8区画		
力組	生前	7区画		

※申込区分ごとの募集数に対して申込者数が満たない場合は、余った区画を他の申込区分へ振替えます。

※管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。

## 申込資格

### 1 普通墓地共通申込資格（工組、才組、力組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に5年以上（平成24年6月1日以前から）継続して居住しており、それを住民票で証明できる方（5年以内に稲城市・府中市間で転居している場合は、23頁をご確認ください。）
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 現に合葬式墓地・樹林式墓地に埋蔵される予定ではない方
- (4) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※芝生墓地・普通墓地は、1世帯（世帯とは、住民票【住民基本台帳】の世帯をいいます。）につきいずれか1件の申込みに限ります。1世帯で複数の申込みをした場合、全ての申込みが無効になります。

### 2 普通墓地遺骨所持・改葬申込資格（工組、才組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て、一定範囲内の親族等（※定義は2頁をご確認ください。）の遺骨をお持ちの方
- (2) 申込遺骨の祭祀の主事者（※定義は2・24頁をご確認ください。）である方

### 3 普通墓地遺骨所持申込資格（工組が該当）

次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ① 自宅もしくは寺院等に安置しており、かつ、埋火葬許可証を提示できる方
- ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨を除く。）
- ③ 都立霊園一時収蔵施設に預けた後、自宅に安置しており、かつ都立霊園発行の遺骨引渡証明書を提示できる方（改葬して預けた遺骨を除く。）

※芝生墓地・普通墓地の遺骨所持と合葬式墓地・樹林式墓地の遺骨所持とは、遺骨所持という同じ言葉ですが、条件が異なります。普通墓地の遺骨所持（工組が該当）は、改葬骨での申込みはできません。改葬骨での申込みは、改葬（才組が該当）となります。

### 4 普通墓地改葬申込資格（才組が該当）

次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ① 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方
- ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている方（改葬して預けた遺骨に限る。）
- ③ 都立霊園一時収蔵施設に預けた後（改葬して預けた遺骨に限る。）、自宅に安置しており、かつ都立霊園発行の遺骨引渡証明書を提示できる方

## 普通墓地に関する注意事項

- ・分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ・普通墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（芝生墓地・合葬式墓地・樹林式墓地）を同時に申し込むことはできません。
- ・同一世帯で、芝生墓地と普通墓地を同時に申し込むことはできません。
- ・使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ・全ての組（工組、才組、カ組が該当）において、使用許可日から1年以内に墓石、カロートその他の設備を設置する必要があります。
- ・墓地の景観を重視して、設置できる設備の数・規格・表示内容等の制限を設けています。詳細は27頁をご覧ください。
- ・遺骨所持（工組が該当）及び改葬（才組が該当）は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ・使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。

## 普通墓地当選者資格審査書類

- ・当選後、書類審査（平成29年9月以降）の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

### 1 遺骨所持（工組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25頁をご覧ください。
- (3) 埋火葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証（※1）又は都立霊園発行の遺骨引渡証明書（※2）等のコピー（※1、※2は改葬して預けた遺骨を除く。）
- (4) 祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は24頁をご覧ください。）
- (5) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

### 2 改葬（才組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25頁をご覧ください。
- (3) 改葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証（※1）、都立霊園発行の遺骨引渡証明書（※2）（※1、※2は改葬して預けた遺骨に限る。）又は埋蔵・収蔵証明書のコピー
- (4) 祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は24頁をご覧ください。）
- (5) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

### 3 生前（カ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

# 各墓地の募集案内



申込区分		募集数	使用料（許可時のみ）
キ組	遺骨所持1体	135 枠（135 体）	17 万 8,200 円
ク組	遺骨所持2体	55 枠（110 体）	35 万 6,400 円
ケ組	遺骨所持1体+生前1体	45 枠（90 体）	35 万 6,400 円
コ組	生前1体	65 枠（65 体）	17 万 8,200 円
サ組	生前2体	36 枠（72 体）	35 万 6,400 円

※申込区分ごとの募集数に対して申込者数が満たない場合は、余った枠を他の申込区分へ振替えます。

## 申込資格

### 1 合葬式墓地共通申込資格（キ組、ク組、ケ組、コ組、サ組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に3年以上（平成26年6月1日以前から）継続して居住しており、それを住民票で証明できる方（3年以内に稲城市・府中市間で転居している場合は、23頁をご確認ください。）
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※1人につき1件の申込みに限ります。

※現に合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けている方が、使用許可の対象となった遺骨以外の遺骨をお持ちの場合は、新たに合葬式墓地を申し込むことができます。

### 2 合葬式墓地遺骨所持申込資格（キ組、ク組、ケ組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て、一定範囲内の親族等（※定義は2頁をご確認ください。）の遺骨をお持ちの方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
  - ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
  - ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている方
  - ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※芝生墓地・普通墓地の遺骨所持と合葬式墓地・樹林式墓地の遺骨所持とは、遺骨所持という同じ言葉ですが、条件が異なります。合葬式墓地の遺骨所持（キ組、ク組、ケ組が該当）は、改葬骨での申込みもできます。

### 3 合葬式墓地生前申込資格（ケ組、コ組、サ組が該当）

次の全てに該当すること（ケ組、コ組は(1)のみ）

- (1) 申込者が使用するために申し込むこと（※申込者が埋蔵予定者に含まれていない場合は無効となります。）
- (2) サ組においては、申込者と一定範囲内の親族等（※定義は2頁をご確認ください。）の関係にある現在ご存命の方が使用するために申し込むこと
- (3) サ組においては、埋蔵される予定の方が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

## 合葬式墓地に関する注意事項

- ・分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ・合葬式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（芝生墓地・普通墓地・樹林式墓地）に申し込むことはできません。
- ・使用許可日までに、**稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。**
- ・使用する納骨壇の位置の希望及び変更はできません。使用する納骨壇の位置は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。
- ・納骨壇に遺骨を埋蔵する時及び内覧会の時以外は、建物内に入ることができません。
- ・使用許可を受けた体数分以上の遺骨や使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ・遺骨所持（キ組、ク組、ケ組が該当）は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ・使用期間の開始日は、使用許可日です。使用許可日から使用する権利が発生しますので、遺骨を埋蔵しなくても、使用料は使用許可手続時に納めていただきます。
- ・納入した使用料はお返しできません。
- ・使用許可日から20年間が経過したら、納骨壇の使用期間（使用許可日から20年間）の更新の申請がない限り、遺骨を合葬室に移動し、共同埋蔵します。納骨壇の使用期間について、使用許可を受けた方もしくは、埋蔵される予定の方で使用許可を受けた方が死亡した後にその地位を承継した方に限り、1回に限り更新を申請して、最長40年間使用することができます。更新する場合は別途使用料がかかります。
- ・生前枠で使用許可を受けた場合、納骨壇を使用する前に、納骨壇の使用期間が満了する場合があります。納骨壇の使用期間が満了した後は、合葬室に遺骨を埋蔵します。
- ・生前枠で使用許可を受けた方は、ご自分が死亡した際に、合葬式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ・合葬室に埋蔵した遺骨は、お返しすること（改葬）ができません。

## 合葬式墓地当選者資格審査書類

- ・当選後、書類審査（平成29年9月以降）の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

### 1 遺骨所持（キ組、ク組、ケ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25頁をご覧ください。
- (3) 埋火葬許可証、改葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証、都立霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー
- (4) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

### 2 生前（ケ組、コ組、サ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) サ組においては戸籍謄本等（申込者と埋蔵される予定の方との続柄がわかるもの）
- (3) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

# 各墓地の募集案内



申込区分		募集数	使用料（許可時のみ）
シ組	遺骨所持1体	25 枠（25 体）	21 万 4,000 円
ス組	遺骨所持2体	16 枠（32 体）	42 万 8,000 円
セ組	遺骨所持1体+生前1体	13 枠（26 体）	42 万 8,000 円
ソ組	生前1体	16 枠（16 体）	21 万 4,000 円
タ組	生前2体	11 枠（22 体）	42 万 8,000 円

※申込区分ごとの募集数に対して申込者数が満たない場合は、余った枠を他の申込区分へ振り替えます。

## 申込資格

### 1 樹林式墓地共通申込資格（シ組、ス組、セ組、ソ組、タ組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に3年以上（平成26年6月1日以前から）継続して居住しており、それを住民票で証明できる方（3年以内に稲城市・府中市間で転居している場合は、23頁をご確認ください。）
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※1人につき1件の申込みに限ります。

※現に合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けている方が、使用許可の対象となった遺骨以外の遺骨をお持ちの場合は、新たに樹林式墓地を申し込むことができます。

### 2 樹林式墓地遺骨所持申込資格（シ組、ス組、セ組が該当）

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て、一定範囲内の親族等（※定義は2頁をご確認ください。）の遺骨をお持ちの方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
  - ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
  - ② 都立霊園一時収蔵施設に預けている方
  - ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※芝生墓地・普通墓地の遺骨所持と合葬式墓地・樹林式墓地の遺骨所持とは、遺骨所持という同じ言葉ですが、条件が異なります。樹林式墓地の遺骨所持（シ組、ス組、セ組が該当）は、改葬骨での申込みもできます。

### 3 樹林式墓地生前申込資格（セ組、ソ組、タ組が該当）

次の全てに該当すること（セ組、ソ組は(1)のみ）

- (1) 申込者が使用するために申し込むこと（※申込者が埋蔵予定者に含まれていない場合は無効となります）
- (2) タ組においては、申込者と一定範囲内の親族等（※定義は2頁をご確認ください。）の関係にある現在ご存命の方が使用するために申し込むこと
- (3) タ組においては、埋蔵される予定の方が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

## 樹林式墓地に関する注意事項

- ・分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ・樹林式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地）に申し込むことはできません。
- ・使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ・使用する共同埋蔵施設の位置の希望はできません。使用する共同埋蔵施設の位置は、埋蔵手続きが終了した順番に割り振ります。
- ・使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ・遺骨所持（シ組、ス組、セ組が該当）は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ・埋蔵は月1回程度、墓参時間外に職員が行いますので、埋蔵に立ち会うことはできません。埋蔵が終わりましたら、後日文書でご連絡します。
- ・遺骨を納めた骨壺等はお返しできません。
- ・使用期間の開始日は、使用許可日です。使用許可日から使用する権利が発生しますので、遺骨を埋蔵しなくても、使用料は使用許可手続時に納めていただきます。
- ・納入した使用料はお返しできません。
- ・生前葬で使用許可を受けた方は、ご自分が死亡した際に、樹林式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ・共同埋蔵した遺骨は、お返しすること（改葬）ができません。

## 樹林式墓地当選者資格審査書類

- ・当選後、書類審査（平成29年9月以降）の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

### 1 遺骨所持（シ組、ス組、セ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) 戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）  
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25頁をご覧ください。
- (3) 埋火葬許可証、改葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証、都立霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー
- (4) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

### 2 生前（セ組、ソ組、タ組が該当）に申し込まれた方に提出していただく書類

- (1) 平成29年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2) タ組においては戸籍謄本等（申込者と埋蔵される予定の方との続柄がわかるもの）
- (3) 納税証明書又は非課税証明書（平成27年度、平成28年度の市・都民税）

# 公開抽選及び補欠者の取扱いについて

## 受付番号通知

- ・有効な申込みをした方に対し、平成29年7月中旬以降、受付番号をはがきで通知します。

## 公開抽選

- ・受付番号の中から当選者（使用予定者）及び当選順位、補欠者及び補欠順位を公開による抽選で決定します。抽選会への参加を希望する方は、当日直接会場へお越しください（抽選会への参加・不参加によって、当選・落選への影響はありません。）。

- 1 期 日 平成29年8月4日（金）
- 2 会 場 稲城市地域振興プラザ4階会議室（交通案内図は29頁をご覧ください。）
- 3 抽選方法 一連番号方式（※）による抽選を行います。これは、抽選番号の桁ごとに数字（0～9の数字が付された計10個の玉）を抽選器から取り出し、取り出した順番を各桁の数字の順位とします。その順位によって各桁の数字を規則的に組み合わせることで「当選番号」と当選の「順位」が決定されます。次に、「当選番号」以外の一定数を補欠者とし、補欠の「順位」を決定します。  
※ 一連番号方式は、公平公正な抽選方法として、公的機関で広く採用されています。

## 抽選結果の発表

- ・公開抽選会の当日は、午後4時まで、抽選会場で抽選結果表を配布します。
- ・平成29年8月7日（月）から8月17日（木）までは、稲城市役所、府中市役所及び公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に掲示します。また、公営 稲城・府中メモリアルパークのホームページ（<http://if-boenkumiai.jp/>）にも掲載します。

※電話による抽選結果の問い合わせは、お受けいたしません。

## 抽選結果の通知

- ・平成29年8月中旬以降、受付番号を通知した方全員に抽選の結果【当選（当選順位）・補欠（補欠順位）・落選】をはがきで通知します。  
当選者（使用予定者）には、必要書類等の詳細を別途お知らせします。

## 使用許可予定場所の決定

- ・各組の当選順位により、使用許可予定場所を割り当てます。使用場所の選択や交換、変更はできません（芝生墓地のみ、使用申込時に希望ブロックの指定ができます。）。

## 補欠者の繰上げ当選

- ・当選を辞退された方や、書類審査で失格となった方等がいた場合、公開抽選で決定された補欠順位の上位の方から、繰り上げて当選とし、通知します。
- ・補欠者の有効期間は、平成30年2月28日（水）までで、この日までに繰上げ当選の通知が無い場合は、落選となります。補欠の権利の次年度への繰越しはありません。



# 申込資格の確認について

## 書類審査

- ・申込資格の確認等のため、書類審査を郵送により行います。
- ・申し込んだ組により必要書類が異なりますので、該当する頁を確認してください。
- ・必要書類等の詳細については、抽選結果の通知後に別途お知らせします。

## 注意事項

- ・必要書類は、申込時には必要ありません。
- ・書類審査期間中に必要書類を提出できない場合は、失格となります。
- ・遠方にある本籍地から戸籍謄本を取り寄せる場合や、遠方にある墓地・納骨堂に申込遺骨を埋蔵・収蔵して「埋蔵・収蔵証明書」を取り寄せる場合などは、入手に時間がかかることがありますので、あらかじめ入手可能かどうかをご確認ください。
- ・必要な事項の確認ができないときは、申込資格が認められない場合がありますのでご注意ください。
- ・提出していただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

## 居住要件の確認について

- ・申込者は、申込期間開始日（平成29年6月1日）において、稲城市又は府中市に5年以上（合葬式墓地・樹林式墓地は3年以上）継続して居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。
- ・居住要件の期間内に稲城市・府中市間で転居している場合、書類審査の際に住民票の除票が必要になります。現在居住する市の住民票に加え、以前に居住していた市で住民票の除票を発行してもらってください。

## 外国人の居住要件等の証明について

- ・平成24年7月9日から、外国人の方についても住民票が発行されます。
- ・平成24年7月8日以前の居住履歴については、従前の「外国人登録原票」により証明していただきます。
- ・「外国人登録原票」は、書類審査時に必要となりますので、ご本人が直接法務省に開示請求し、取得してください。



<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---

# 申込資格の確認について

## 祭祀の主宰者の証明について

- ・この申込みにおいて祭祀の主宰者とは、葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、ご遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。

### <証明書類> (下記1~6のいずれか1つ)

- 1 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書（故人名が記載され、宛名が申込者であることが確認できるものに限る）又は会葬礼状
- 2 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書等
- 3 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本
- 4 申込者が、申請者となっている申込遺骨の埋火葬許可証
- 5 申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園一時収蔵施設使用許可証
- 6 申込者が、宛先となっている都立霊園発行の遺骨引渡証明書

※葬儀を執り行ってから長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

### <法事の際の寺院等の証明書の作成例>

<h2>法要証明書</h2> <p>平成××年××月××日に、故 ○○○○ 様○回忌 法要を施主 ○○○○ 様が執り行ったことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成××年××月××日</p> <p>寺院名 宗教法人 △△寺 所在地 △△市△△町××番地 代表役員 ○○○○（代表者印又は法人印）</p>
--

### <証明書作成上の注意>

- 1 「法要証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名（本名）は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書の証明印は、登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。

# 申込資格の確認について

## 埋蔵・収蔵証明書について

- ・申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方は、当選後の書類審査の際に、現在、申込遺骨が埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂を管理する寺院等が発行する「埋蔵・収蔵証明書」が必要となります。
- ・「埋蔵・収蔵証明書」は、申込区分イ組、才組、キ組、ク組、ケ組、シ組、ス組、セ組を申し込まれた方の、遺骨の証明書類として有効です。

### <作成例>

#### ●寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵の場合

### 埋蔵・収蔵証明書

申請者住所 △△市△△△×××  
氏名 ○○ ○○  
(遺骨からみた続柄) ○○  
1 死亡者氏名(本名) ○○ ○○  
2 死亡年月日 ××年××月××日  
上記○○○○様の遺骨を当院の墓地(納骨堂)に埋蔵・収蔵していることを証明します。  
  
平成××年××月××日  
寺院名 宗教法人△△寺  
所在地 △△市△△町××番地  
代表役員 ○○ ○○ (代表者印又は法人印)

#### ●個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵の場合

### 埋蔵・収蔵証明書

申請者住所 △△市△△△×××  
氏名 ○○ ○○  
(遺骨からみた続柄) ○○  
1 死亡者氏名(本名) ○○ ○○  
2 死亡年月日 ××年××月××日  
上記○○○○様の遺骨を△△市△△町××番地の個人(共同)墓地に埋蔵・収蔵していることを証明します。  
平成××年××月××日  
住 所 △△市△△町××番地  
墓地管理者 ○○ ○○  
  
△△市△△町××番地は墓地であることを証明する。  
市区町村長又は保健担当官庁の長の印(公印)

### <証明書作成上の注意>

- 1 「埋蔵・収蔵証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名(本名)は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書の証明印は、登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。
- 4 証明書の写しや遺骨を預けたときの領収書等は、証明書の代わりにはなりません。
- 5 個人墓地又は共同墓地の場合は、当該地が墓地であることを市区町村長から「埋蔵・収蔵証明書」の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらう必要があります。

## 胎児の遺骨による申込みについて

- ・胎児(妊娠4か月<12週>以上)の遺骨で申し込む場合は、書類審査の際に死胎埋火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかのコピーを提出していただき、確認します。
- ※長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

# 使用許可について

## 使用許可申請

- 書類審査が完了した方は、使用許可申請の手続きを行っていただきます。

## 使用料・管理料の納入

- 使用許可申請を行った方には、使用料・管理料を納入していただきます（管理料相当分が使用料に含まれている墓地の形態もあります。）。
- 納入通知書は、平成29年11月以降に発送します。
- 納入期限までに、納入通知書に記載された金額を指定した金融機関でお支払いください。  
※平成29年度分の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りした額となります。  
※納入期限までに納入されない場合は、棄権したものとして取り扱います。  
※**納入した使用料・管理料は、お返しできませんのでご注意ください。**ただし、芝生墓地・普通墓地については、使用許可を受けた日から1年以内に墓地を使用せずに返還手続きを完了した場合は、使用料のうち半額をお返しします。

## 管理料について

- 管理料は、苑内の園路、緑地を含めた共用部分の維持管理経費の一部として、1年分を毎年1回お支払いいただくもので、墓地の形態ごとに料金が定められています。
- 管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。
- 合葬式墓地・樹林式墓地は、毎年の管理料相当分が使用料に含まれています。

## 使用許可証の交付

- 使用許可申請を終了し、使用料・管理料を納入期限までに納入された方に「墓地使用許可証」を交付します。墓地使用許可証は、使用者の住所へ書留郵便により郵送しますので、使用許可申請の際に郵便切手をお預かりします。



<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---

## 使用上の注意・制限等

### ●芝生墓地（家名等表示板の設置基準）

- 1 規格
  - ・縦20.5cm、横41cm、厚さ3cmを標準とします。
  - ・材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。
  - ・色の制限はありませんが、周辺環境との調和に配慮したものとします。
- 2 表示内容
  - ・家名、埋蔵される方の名前・戒名、座右の銘やメッセージなどを刻むことができます。
  - ・家名を表示する場合は、一墓石一家名を原則とし、芝生墓地の使用許可を受けた方又は埋蔵される方の家名を原則とします。
- 3 設置方法
  - ・墓石のタボ穴を利用するなどしてしっかりと接着し、墓石や周辺施設に損傷を与えることのない方法により取り付けることとします。
  - ・墓地を返還する場合には家名等表示板を取り外していただくため、その際に墓石や周辺施設に損傷を与えることなく取り外せるようにしてください。
  - ・墓石や周辺施設に損傷を与えた場合は、補修又はこれに要する費用を賠償していただく場合があります。
- 4 その他
  - ・「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、家名等表示板の作成・設置、芝生墓地への納骨業務等は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください（業者の紹介も行っておりません。）。

### ●普通墓地（墳墓等の設置基準）

- 1 設置できる設備の数
  - ・墓碑又は墓誌は各1基までとし、植栽は不可とします。
- 2 規格
  - ・墓碑、墓誌及びこれに類する設備の高さは、地表から150cm以内とします。
  - ・墓碑、墓誌等の材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。
  - ・囲障は、高さが地表から80cm以内、天端幅が原則10cmとします。隣地との距離は、左右とも各1cm以上とし、前後は縁石まで囲障を設置することができます。材料は石材、コンクリートその他これらに類するものとし、囲障の天端に墓誌、塔婆立て等を設置することはできません。
  - ・盛土の高さは、地表から35cm以内とします。
  - ・区画の地下に、透水管（暗渠）が施工されていますので、掘削の深さは地表から50cm以内とし、また隣地との距離は10cm以上とし、必要に応じて崩壊防止の土留めを施すこととします。
  - ・カロートには、原則として水抜きを設けることとします。
- 3 表示内容
  - ・家名を表示する場合は、一墓碑一家名を原則とし、普通墓地の使用許可を受けた方又は埋蔵されている方の家名を原則とします。
- 4 設置方法
  - ・周辺施設に損傷を与えることのない方法によるものとします。
- 5 その他
  - ・「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、墳墓等の設置、普通墓地への納骨業務等は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください（業者の紹介も行っておりません。）。

## 使用上の注意・制限等



### 合葬式墓地・樹林式墓地（墓誌への刻字について）

- ・刻字することができるのは、合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可の対象となった埋蔵者又は埋蔵予定者の氏名に限ります。
- ・1名分の氏名は、縦11.6cm、横2.4cmの枠内に、縦書きで調和のとれた文字で刻字してください。
- ・字体は、楷書体とします。
- ・氏名と氏名の間は横1cm、縦1cmの間隔をあけるものとします。
- ・墓誌の端からの余白は、上端から1.6cm、下端から1.8cm、左端及び右端から2.7cmとします。
- ・埋蔵予定者が生前中に氏名を刻字するときは、字を朱色に塗装し、当該埋蔵予定者の焼骨を埋蔵するときは、朱色を消去する義務があります。
- ・刻字する位置を指定することはできません。
- ・刻字する位置は、刻字当日に管理事務所が指定しますが、墓誌の最上段の右端から順次左に向かって、連続して刻字することとします。左端まで刻字したら、改行して次の下段の右側から刻字することとします。
- ・「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、墓誌への刻字業務は行っていません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っていませんので、ご自身で手配してください（業者の紹介も行っていません。）。

## 使用者の責務等

- ・墓地の使用者は「墓地、埋葬等に関する法律」「同施行規則」「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」等の規定を遵守し、適正に使用しなければいけません。

<「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」の主な規定>

- 1 墓地を他の者に転貸し、又は譲渡することはできません。
- 2 使用者の死亡等により、使用者の地位を承継する場合は、遅滞なく管理者に申請し、その承認を受けなければなりません。なお、使用者の地位を承継できる場合は、使用者の死亡や離婚や離縁等の特別な事情に限ります（使用者が生前に承継することは、原則としてできません。）。
- 3 墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに管理者に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません（工事費は使用者の負担となります。）。
- 4 管理者は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができます。
  - (1) 不正な手段により、使用許可を受けたとき
  - (2) 使用許可に際して付した条件に違反したとき
  - (3) 墓地を焼骨等の埋蔵以外の目的以外の用途に使用したとき
  - (4) 使用許可を受けた日から1年以内に、芝生墓地においては家名等表示板を、普通墓地においては墳墓等を設置しないとき
  - (5) 使用許可を受けた日から1年以内に、許可の対象となった焼骨を埋蔵しないとき（生前申込の場合を除く。）
  - (6) 管理者の措置命令に従わなかったとき
  - (7) 使用料を指定する日までに納付しないとき
  - (8) 管理料を5年間滞納したとき

# 公開抽選会会場への交通案内図

## 会 場

稲城市地域振興プラザ 4階会議室  
稲城市東長沼2112-1

## 最寄駅

- 京王相模原線「稲城駅」から徒歩で約10分
- JR南武線「稲城長沼駅」から徒歩で約15分

## 案内図



## 備 考

駐車場は建物西側に16台分あります。また近くには稲城市役所駐車場があります。ただし、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

※公開抽選の詳細は22頁をご覧ください。

# 公営 稲城・府中メモリアルパークへの交通案内図

## 最寄駅

- 京王相模原線「稲城駅」から徒歩で約20分
- JR南武線「稲城長沼駅」からタクシーで約10分

※最寄駅から公営 稲城・府中メモリアルパークまでの公共交通機関はありません。

## 案内図



- お車でお越しの方で、カーナビゲーションで当施設の住所や電話番号で検索しても、目的地が正しく表示されない場合があります。このため、カーナビゲーションをご利用の際は、京王相模原線「稲城駅」(稲城市東長沼3108番地)で検索していただくことをお勧めしています。

## 駐車場(166台)

### 駐車料金

使用時間	金額
1時間未満	無料
1時間以上2時間以内	200円
2時間を超える場合	200円に1時間ごとに100円加算
24時間最大	1,200円

※開場時間は、午前8時30分から午後9時までとなります。

※障害者手帳の提示により駐車料金が免除となります。